

PTAのページ



R.元.12.23 作成

PTA 役員（四役）・委員長・委員選出

◆免除項目

- ・過去に委員を経験している方（1子1回）
- ・過去に委員を3回経験している方（4回目は辞退できます）
- ・過去6年以内の運営委員を務めた方

運営委員（6年免除）		
役員（四役）	各委員長	変更項目
会長 副会長 書記 会計	学年委員長 安全委員長 給食委員長 保健・体育委員長 広報委員長 文化委員長	平成26年度～令和元年度までに学年委員を務められた方は、当時の運営委員となりますので6年免除の対象となります。

※平成29年度より1～5年の学年委員は月1回の運営委員会へは参加せず、6年免除は無しとなります。

※人数の公平を期すため各学年2名の運営委員選出となります。

◆各学年人数

1年～5年	四役各1名	委員長各1名 (安全・給食・保体・広報・文化)	学年委員各1名	委員、数名
6年	四役1名	学年委員長1名		委員、数名

R元年度 主なPTA 役員（四役）・委員長・委員の年間スケジュール

5月	PTA 総会 PTA 連絡協議会関連（随時/四役） 運営委員会（毎月/運営委員） 運動会（主に保体委員・全員） ベルマーク運動説明会（学年委員） 見守り依頼書作成（随時/安全委員） 給食会総会（給食委員長） 給食協議会（随時/給食委員） 保健会総会（保健・体育委員長）	9月	高陽まつり準備（主に文化・全員） 給食試食会（給食）
		10月	高陽まつり（全員） 高石市民体育大会（保体）
		11月	
		12月	高陽小学校地区パトロール（四役・安全）
		2月	給食試食会（給食） PTA 家庭教育学級（文化）
7月	めだか新聞発行（広報）	3月	めだか新聞発行（広報） 卒業式（運営委員）
8月	高陽小学校地区パトロール（四役・安全） 学校保健委員会（四役・保体）	4月	入学式（運営委員） 新学級委員選出抽選会（運営委員） 次年度へ引継ぎ

※運営委員…四役6名と各委員長6名の計12名です

※他に、各行事等の準備作業、校外催事への参加等があります

仕事内容

会 長（1名）	・高石市PTA 連絡協議会 ・地域教育協議会 ・卒業式、入学式、委員総会、PTA 総会等の 挨拶	役員（四役） ・運動会保護者席の抽選及び 受付 ・運動会準備片づけ ・高陽小学校地区パトロール ・高陽まつり ・次年度PTA 役員選出準備 ・セミナー参加 ・訃報時の通夜、葬儀参列
副会長（3名）	・会長補佐 ・地域教育協議会・PTA 総会、 運営委員会の司会進行	
書 記（1名）	・運営委員会の記録 ・PTA 会員宛配布文章 の作成、発行	
会 計（1名）	・PTA の小口現金管理 ・PTA 会計予算案と 決算書の報告	
学年委員会 〔委員長1名（6年） 委員（1～5年）〕	・ベルマーク回収、整理 ・ベルマーク運動説明会 ・運動会準備片づけ ・高陽まつり	
安全委員会（委員長1 名 委員数名）	・見守り隊の依頼書作成、管理、指導 ・高陽小学校地区パトロール ・旗管理・「高石っ子をまもるおうち」協力依頼 ・運動会準備片づけ ・高陽まつり	
給食委員会（委員長1 名 委員数名）	・給食会総会 ・物資購入委員会、献立作成委員会 ・給食試食会の開催 ・運動会準備片づけ ・高陽まつり	
保健・体育委員会（委 員長1名 委員数名）	・学校保健会総会 ・運動会準備片づけ、PTA 競技企画 ・学校保健委員会 ・保健体育委員会 ・市民体育大会の参加 ・高陽まつり	
広報委員会（委員長1 名 委員数名）	・「めだか」新聞掲載の為、学校行事PTA 活動取材（パソコン・デジカメ使用） ・「めだか」新聞発行 ・運動会準備片づけ ・高陽まつり	
文化委員会（委員長1 名 委員数名）	・高陽まつり実行委員会 ・家庭教育学級 ・運動会準備片づけ	

会長

R元年度PTA運営委員の皆様へ1年間のPTA活動を振り返って、仕事内容や感想をお願いします。今後のPTA活動の参考になればと思います。R元.12.23作成です

会長は立候補する方がいない場合はPTA役員に選出された方の中から抽選で決めることになり最初は困惑しましたが、四役の副会長・書記・会計の皆さんにサポートしてもらえるので、ひとりで変な思いをすることなく活動できました。学校代表として高石市のPTA連絡協議会や市民運動会に参加し、して他の学校のPTA会長さんとお話をする機会があったり、卒業式や入学式では保護者代表として挨拶をしたりしました。緊張はしましたが貴重な経験をすることができました。PTA活動を通して学や子どもたちの様子を知ることができます。ぜひとも興味のある方がいましたら会長に立候補してほしいと思います。

四役（会長・副会長・書記・会計）

前年の引継ぎファイルがあり、それを参考に活動することになりますので初めて役員になる方でも活動しやすいです。会長を中心とした四役と各委員長、校長先生・教頭先生・教務の先生と月1回の運営委員会で行事などがスムーズに行えるように話し合いをしました。長期休暇の時は地域福祉委員会の皆さまとパトロールを実施し、学校と地域の方々が連携することで子どもたちの安全が守られていると実感しました。運動会や高陽まつりでは各委員長の補佐として準備や当日のお手伝いをして、子どもたちの楽しそうな姿を見ることもできました。

四役は1年生から6年生の子どもをもつ保護者で選出されるので他学年の保護者の方とつながりをつつことができます。子どもたちの健やかな成長を願い、保護者と先生が協力し合いながらさまざまな活動を行えるよう連携を図っていくのも四役の仕事だと思いました。任期の最後には貴重な経験ができた一年だと思えそうです。

学年委員会

主な仕事としては年間を通じてベルマークの集計、高陽まつりのバザー回収・販売です。ベルマークの集計は思ったより大変ですが、自宅に持ち帰り作業ができるので、自分の都合に合わせて作業することができます。自分たちが関わったものが直接子どもたちに還元できるのでやりがいがあります。

安全委員会

登校時の『見守り隊当番依頼』の作成・管理が主な仕事です。その他、『高石っ子を守るおうち』の協力者様のお宅を訪問し、旗やお礼状などを配布したり、夏休みなどの長期休みには『高陽小学校地区パトロール』があり、地域福祉委員会・警察・役所の方々と一緒に参加しました。運動会の準備や高陽まつりでは皆さんと協力しあったり、子どもたちと触れ合うことができたので大変な時もありましたが楽しかったです

給食委員会

市役所では給食の打ち合わせ、学校では給食の試食会を行います。打合せは月2回市役所であり、物資委員会では給食に使う食材を選び、献立委員会では児童に提供する献立について話し合います。子ども達に喜んでもらえる事がやりがいだと思いました。

保健・体育委員会

運動会の準備や片づけは、PTA 役員・委員全員で行います。役員選出後すぐの行事となる為、PTA 競技の企画進行など準備期間が非常に短く大変ですが、前年度引き継ぎ資料を基に保健・体育委員が主となり、進めていきます。市民体育大会では、大玉ころがしに参加し緊張しましたが楽しかったです。高陽まつりのスポーツコーナーを担当し、たくさん子ども達に楽しんでもらえました。

広報委員会

学校行事の写真撮影やめだか新聞の発行日に合わせて活動していくことが大変でしたが、子ども達の学校生活の様子を近くで見ることができ、とても楽しく活動することができました。「少しでも良い写真を」と苦労して撮った写真が最後は自分たちで作った新聞となり、出来上がったときはとても感動しました。1年間子どもたちのいろいろな表情が見ることができ、良い経験ができました。

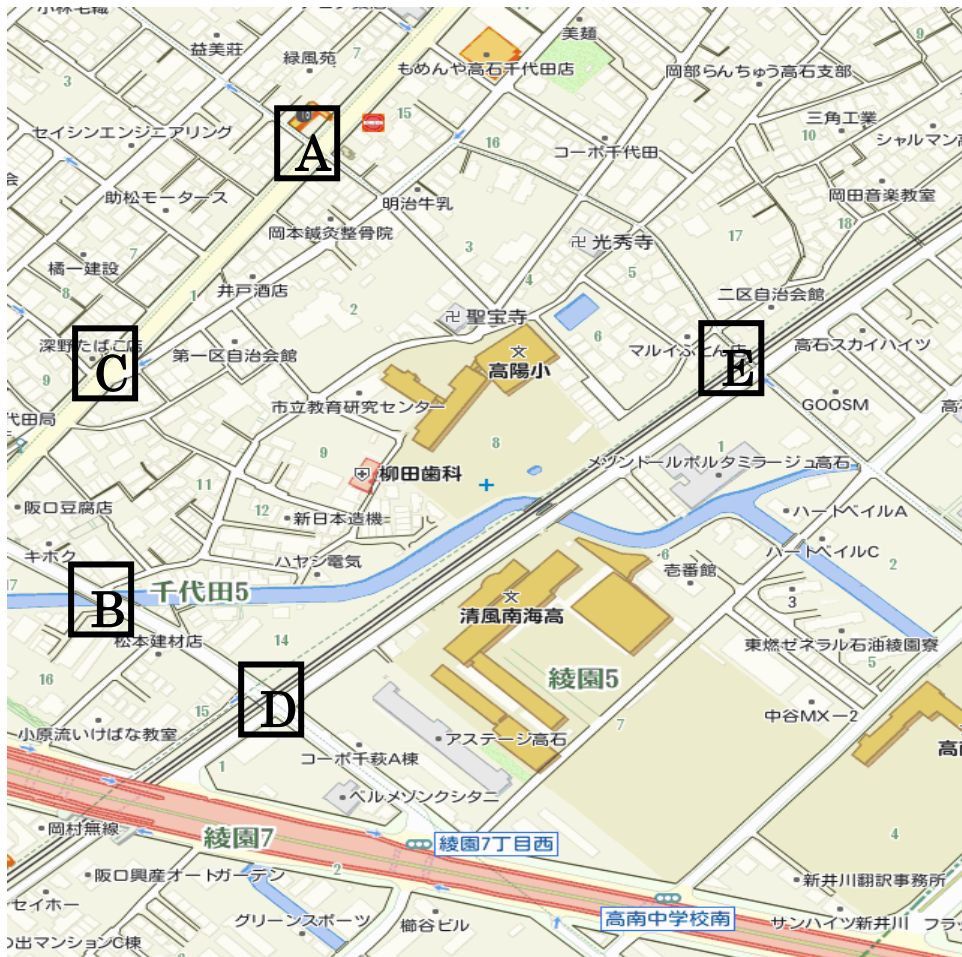
文化委員会

高陽まつりでは、地域福祉委員の方々を交えての委員会を数回行います。その際、前年度の引継ぎ資料を基に準備や打ち合わせをし、円滑に進むように努めました。福祉委員会の方々は毎年経験していることもあり、とても頼りになり、親切にして下さりました。高陽まつりの当日にはたくさん子どもたちの楽しんでいる姿を見ることができ、とても嬉しく思いました。

家庭教育学級では、外部から講師の先生を招いて講習会を開き、いろいろなお話や体験ができるのでとても好評でした。文化委員会は、色々な方々と接する機会が多く、学ぶこともたくさんあり、やりがい。のある委員会だと思いました。

PTA 見守り隊当番

A~E 地点の写真は P.19 をご覧ください。



- ◆見守り時間は、7:50~8:20 です。
- ◆雨天時も実施いたします。(各警報発令時は除く)
- ◆腕章は必ず着用 (校区を守っているアピール)
- ◆ご都合の悪い場合は、都合のよいほかの日に実施してください。
- ◆年度途中で校区内で転居された場合は、転居前の地点での見守りとなりますのでご了承ください。
- ◆当番にあたった方は、他の方に迷惑のかからないよう、忘れずに当番を実施してください。

高陽小学校PTA規約

の役員を顧問に委嘱し、必要に応じて助言を得る。

第一章 名称及び事務所

- 第一条 本会は、高陽小学校PTAと呼ぶ。
第二条 本会は、事務所を高陽小学校に置く。

第二章 目的

- 第三条 本会は、次の目的をめざして活動する。
一、家庭、学校及び社会における児童が、心身共にすこやかにのびるように、又幸福であるようにつとめる。
二、会員がたがいのしたしみを深めると共に教養を高める。

第三章 方針

- 第四条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
一、本会は、会員全体の意見に従って行なわれ、いずれの宗教、政党及び思想にも片よらない。
二、本会又は本会役員の名で、どんな営利的企業をも支持しないし又、他のどんな職務の候補者をも推せんしない。

第四章 会員

- 第五条 本会の会員となることのできる者は次の通りである。
一、学校に在籍する児童の父母または、これに代わる者。
二、学校に勤務する教職員。
第六条 本会の会員は全て平等の権利と義務を有する。
第七条 本会の会員はすべて所定の会費を納めなければならぬ。但し、事情のある家庭に対しては運営委員会にはかり会費を免除することができる。

第五章 経費

- 第八条 本会の活動に要する経費は、会費ならびに自発的な寄付金及びその他の収入によって支弁される。
第九条 本会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行なわれる。
第十条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告し承認されなければならない。
第十一条 本会の会計年度は四月一日より翌年の三月三十一日までとする。

第六章 役員

- 第十二条 本会の役員は次の通りとする。
会長 一名 副会長 三名 書記 一名 会計 一名 各役員は他の役員を兼ねることはできない。
第十三条 各役員の任期は一年とする。次年度以降選ばれても役員（委員長）を辞退できる。
第十四条 役員は別に定める役員選出規定に従って毎年四月に選出する。
第十五条 会長に欠員を生じた時は副会長の内一名が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
第十六条 会長以外の役員に欠員を生じた時は運営委員がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。前年度

第七章 役員の仕事

- 第十七条 会長の仕事は次の通りである。
一、外部に対して本会を代表する。
二、総会、運営委員会、委員総会を招集し、これを司会する。
三、他の役員及び校長とはかり各委員長及び委員を委嘱する。
四、その他、一切の会務を統括する。
第十八条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その代理をつとめる。
第十九条 書記の仕事は次の通りである。
一、総会ならびに運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録する。
二、諸種の記録、通信その他の資料を保管する。
三、会長の指示により、本会の通信を行なう。
第二十条 会計の仕事は次の通りである。
一、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
二、四月総会において会計監査の監査を経て決算報告をする。
三、本会の財産を管理する。

第八章 運営委員会及び委員総会

- 第二十一条 運営委員会は役員・委員長・校長・教師代表を以って構成され、年間計画に基づく活動に必要な収支の予算を立案し、総会の決議に基づいて本会の事務を運営し、各委員会より立案された事業（活動）計画を審議検討し、且つ総会に提出する議案の調整を行なう。
第二十二条 委員総会は運営委員及び全委員をもって構成された運営委員会において協議された事項を必要に応じて更に協議する。

第九章 委員会

第二十三条（委員の種類）

- 一、この会にはつぎの委員を設ける。なお、必要に応じて委員総会の決議をへて委員の種類を設立、廃止することができる。すべて委員の任期は一年とする。（委員は一子一回とする）委員に四回目に選出された者は、それを辞退できる。運営委員を努めた者は、その後六年間学級委員を辞退できる。一度委員会の運営委員（役員 委員長）を努めた者が選出された場合は運営委員を辞退できる。
二、各委員会は委員長、副委員長および若干の委員をもって組織しすべて会長が委嘱する。
三、各委員会の委員長は事業遂行のため必要に応じて随時その委員会を開く。
四、各委員会は会長より委嘱された学校職員若干名が委員となる。

第二十四条（委員会）各委員会は保護者の中から学級代表三名以上を抽選により抽出する。抽選方法は公

開とし、PTA実行委員が立会いのもと会長が行う。委員は全員学級委員として活動し、委員会に所属してそれぞれの事業を分担する。

- ☆ 学級委員＝自分の属する学級の保護者、先生の意見をまとめ、問題に応じその処理を学級PTAや学年PTA、学校PTAで解決することに努力する。
- 一、学年委員会＝必要に応じて学級委員の会及び学年委員会を開き、学級相互や学年相互の連絡・連携を図る。
- 二、文化委員会＝会員の教養向上をはかるため家庭教育学級等の講座を企画運営。
- 三、広報委員会＝PTAに対する認識と理解を深めるための活動、特にPTA新聞の編集、発行。
- 四、安全委員会＝子どもの安全を見守る活動や街頭パトロールを企画し、地域の青少年健全育成に努力する。
- 五、保健・体育委員会（保体委員会）＝子どもの保健衛生への協力ならびに会員の保健活動や会員の体育活動を企画運営。
- 六、給食委員会＝学校給食に関する全般的な協力
- 七、各委員の他にコーラス部を組織し、学校内外のPTA音楽活動に協力する。

第十章

会計監査

- 第二十五条 本会の経理を監査するため二名の会計監査をおく。
- 第二十六条 会計監査は本会の会計を監査し結果を総会に報告する。
- 第二十七条 会計監査は運営委員会において決定される。

第十一章

総会

- 第二十八条 総会は全会員を以て構成された本会の最高決議機関である。
- 第二十九条 総会の定足数は入会家庭数の五分之一とする。
- 第三十条 総会の議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。
- 第三十一条 総会は会長が招集する。但し運営委員会が必要と認めた場合または会員の五分之一以上の要求があった場合には会長は総会を招集しなければならない。
- 第三十二条 毎年五月に定期総会を開く。

- ・会計監査を経た年度決算報告ならびに承認。
- ・新役員の就任。
- ・年間計画ならびに年度予算の審議決定。
- ・その他重要事項

付 則

第一条

本規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。但し改正案は事前に全会員に知らせておかねばならない。

第二条

この規約は昭和五十四年四月一日より実施する。

この規約は平成二年三月に改正し平成二年五月三日より施行する。

この規約は平成五年五月十三日に追加、修正し、平成五年五月十四日より施行する。

この規約は平成六年に修正し平成七年四月一日より施行する。

この規約は平成十三年五月十一日に改正し、平成十四年四月一日より施行する。

この規約は平成十七年五月十三日に一部改正。

この規約は成十八年五月十二日に一部改正。

この規約は平成二十年五月八日に一部改正。

高陽小学校PTA役員選出規定

第一条

役員は毎年四月に選出する。

第二条

役員選出方法

一、四月に学級代表三名を選出する。

二、学級代表の互選によって学年より一名役員候補を選出する。

三、役員候補の中から学級代表によって会長、副会長、書記、会計を指名する。

四、役員候補の中から学級代表によって、会長を指名することが不可能な場合、新旧役員を以て推進委員会を結成し、会長を指名することができる。

五、会長は、推進委員会の指名選出の場合のみ留任を認める。

第三条

選挙管理委員会は前年度役員ならびに教職員三名を以て構成する。

第四条

この規定は昭和五十九年四月一日より実施する。